

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「ものさしの不在」「処方箋を焦る社会」と先崎彰容教授は現代社会を形容します。企業でも見本とするビジネスモデルを探すのに奔走しているようです。アメリカの価値観を信じ、アメリカのビジネスの後を追ってきた日本も独自の道を探さなければならなくなりました。価値観や善悪の判断基準も曖昧になり不寛容となった日本はゆっくりと下山していると例える人もいます。下山していると考える人は下山しているし、登山していると考える人は登山しています。どちらにしても考えたことはその通りになります。

私の書棚より

○気候が寒くなってから、はじめて松や柏が散らないで残ることが分かる。人も危難の時にはじめて真価が分かる。緊急時に対応するためには、その仕事の基礎や本質を学んでいるかがモノを言います。

○ひと通り仕事を経験すると、分かったつもりになって学ぶことをおろそかにしてしまう。そうなると一人前にはなれても一流にはなりません。一人前と一流は違うのです。

「人生が変わる最高の教科書『論語』」
小宮一慶著 株式会社 KADOKAWA

税務アンテナ

□被相続人の相続財産に同族会社への貸付金がある場合でも、債務者である会社が業績不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は 6 ヶ月以上休業しているときは、その貸付金については相続財産に算入しないとされています。

又、相続開始前にその同族会社への貸付金の債権放棄をした場合には、受贈益に対する法人税課税のほか、債権放棄によるその会社の株式等の価額が増加することによる利益の供与として、債権放棄を行った者から他の株主の対して、みなし贈与課税が生じることがあります。

□法人が建物を賃借するために支出する権利金、敷金のうち返還されない部分、更新料、立退料等は繰延資産となりますが、不動産業者などに支払った仲介手数料や引越費用は支出した事業年度の損金とすることができます。

ただし、不動産を取得するために不動産業者などに支払った仲介手数料は、当該不動産の取得価額に算入されます。

又、20 万円未満の繰延資産に該当する費用を支出した場合は、損金経理の方法によって、その金額を支出した事業年度の損金の額に算入することができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7 月 の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1 ～ 6 月分の源泉税の納付 (休日につき 11 日)
15 日	○ 所得税予定納税の減額申請
31 日	○ 固定資産税 (第 2 期分) 納付 ○ 5 月決算法人の確定申告 ○ 所得税予定納税 (第 1 期分) 納付

31 日	○ 11 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 8 月、11 月、28 年 2 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 8 月 1 日) ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 7 月 29 日)
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

今月の贈る言葉『未来とは、今である』 by マーガレット・ミード